

令和7年度瀬戸内市立牛窓北小学校 いじめ防止基本方針

令和7年8月 改定

いじめに関する現状と課題
・本校では、言葉の取り違いや互いの考えや思いを十分に理解できていないことなどが原因で、相手を強く非難したり陰口をたたいたりするトラブルが起きているのが現状である。今後、これらのことが深刻ないじめに発展しないよう、児童がいじめを自らの問題ととらえ、いじめをしない・させない・放置しないという意識を強くもてるようにすることが必要である。また、児童がいじめ問題に向き合い、主体的に改善しようとする意欲と解決に導く力を育成するためにも、教職員が研修を積み、指導力向上に努めていきたい。

いじめ問題への対策の基本的な考え方
・いじめの未然防止に向けて、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、自己指導能力を育成するとともに、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 ・いじめの早期発見のために、年3回の定期教育相談及び教育相談週間前にアンケートを実施し、児童の小さな変化に気づく力を高め、小さな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、児童の実態を把握するとともに、対処のあり方について理解を深めておく。
＜重点となる取組＞ ・「いじめについて考える週間」において、人権教育担当を中心に全校で「なかよし宣言」の作成・掲示、人権に関わる道徳や学級活動の授業の実施、学級文庫や図書室に人権に関わる本を用意する等の取組を行い、一人一人が友達を大切にしていじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする人権意識を高める。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携			
＜連携の内容＞ ・学校基本方針を学校ホームページや学校だよりなどにより確認できるよう徹底し、PTA総会など年度当初等に児童、保護者等に説明する。 ・学校評価において、学校の基本方針に基づく、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価し、取組の改善に生かす。 ・地域の方々に、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。 ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。 ・学校便りに、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。	<table><tr><th>い じ め 対 策 委 員 会</th></tr><tr><td> ＜対策委員会の役割＞ ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、認知したいじめ事案への対応 ＜対策委員会の開催時期＞ ・年3回開催(学期毎) ＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞ ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は晩会等で伝達 ＜構成メンバー＞ ・校内 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭 ・校外 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー </td></tr><tr><th>全 教 職 員</th></tr></table>	い じ め 対 策 委 員 会	＜対策委員会の役割＞ ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、認知したいじめ事案への対応 ＜対策委員会の開催時期＞ ・年3回開催(学期毎) ＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞ ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は晩会等で伝達 ＜構成メンバー＞ ・校内 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭 ・校外 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー	全 教 職 員	＜連携機関名＞ 瀬戸内市教育委員会 ＜連携の内容＞ ・ケース会議の開催、保護者支援のための専門スタッフ(SSW 等)の派遣 ＜学校側の窓口＞ ・教頭 ＜連携機関名＞ ・瀬戸内警察署 ＜連携の内容＞ ・非行防止教室の実施 ＜学校側の窓口＞ ・生徒指導担当
い じ め 対 策 委 員 会					
＜対策委員会の役割＞ ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、認知したいじめ事案への対応 ＜対策委員会の開催時期＞ ・年3回開催(学期毎) ＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞ ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は晩会等で伝達 ＜構成メンバー＞ ・校内 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭 ・校外 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー					
全 教 職 員					

学 校 が 実 施 す る 取 組	
① いじめの防止	(教員研修) ・教職員のいじめ防止基本方針の正しい認識を図るとともに、教職員の指導力向上のため、いじめの防止や仲間づくり等、いじめを起こさない環境づくりについて研修を行う。 (全校での取組) ・児童会を中心に児童自ら作成した「ほかちゃん憲法」を全校で継続的に守らせ、人権意識を高める。 ・「あったかハート」の取組を年間を通して行うことにより、互いのよさを認め合う温かな人間関係の基盤づくりとする。 ・いじめについて考える週間において、全校で人権意識やいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 (居場所づくり) ・学級内での役割分担を工夫したり、学級活動を充実させたりして学級への所属感をもたせる。 ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 (情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止し、トラブルに未然に対処できるとともに、メディアと適切につきあえる能力を身に付けるための情報モラルに関する指導を、低学年段階から着実に実施する。(各学年において必ず1時間実施)
② 早期発見	(実態把握) ・休憩時間や掃除時間など子どもたちと一緒に過ごす機会を増やし、児童の人間関係を把握したり、tomoLinksを活用し、子どもたちの心の変化に気づけるようにしたりする。 ・児童の実態把握のために、年3回の定期教育相談及び教育相談週間前のアンケートを実施し、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を行うとともに、丁寧かつ慎重に対応することに努める。 (相談体制の確立) ・全ての教職員が児童の小さな変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでも訴えたり相談できる体制を整える。 ・互いに支え合う風土を培うとともに、教職員が連携した組織的な対応ができるような体制を常に整えておく。 (情報共有) ・晩会に生徒指導の項目を設け、児童の気になる変化や問題行動を報告し、教職員がいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 ・スズキ校務に生徒指導について入力し、教職員間でいつでも情報が共有できるようにするとともに、記録に残す。 (家庭への啓発) ・積極的ないじめの認知につながるよう、学校基本方針を学校ホームページや学校便り、年度初めの学級懇談などにより周知の徹底を図り、保護者の責務や家庭におけるいじめへの対応に関する協力と啓発を行う。
③ いじめへの対処	(いじめの有無の確認) ・本校児童がいじめの疑いが確認されたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。 (いじめへの組織的対応) ・特定の教職員が情報を抱え込むことなく、直ちに情報を共有した上で、教職員が連携して組織的な対応の仕方を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 ・今後の指導方針、体制、役割分担について決定し、サポートする。 (いじめられた児童への支援) ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の心身の安全を確保する。保護者には誠意をもって対応し、事実関係を正確に説明し、学校の指導方針を伝える。 (いじめた生徒への指導) ・いじめたとされる児童に対して、事情を確認した上で適切に指導する等、教職員が連携して組織的な対応を行う。いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。また、大人自身が手本となって生き方を児童に示し、好ましい環境をつくり、社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促す。 (支援の継続) ・いじめが解決したと見られても、継続して見守りを続け、必要な支援を行う。